

本巢市消防団活動マニュアル



本巢市消防団

令和7年3月作成

令和8年3月改訂

目 次

I 消防団とは

1 消防団の意義と目的	1
2 消防団の概要	1
3 消防団の位置づけ	1
4 地域に密着する消防団	1
5 本巢市消防団について	4

II 災害対応

1 出動体制について	7
2 消防署隊と連携した災害活動	8
3 火災防ぎよ	10
4 風水害時の行動手順	18
5 地震発生時の行動手順	20
6 攻撃災害等への対応	21
7 災害現場における安全管理	22

III 平常時の活動

1 消防団と地域の連携	26
2 巡回広報活動	27

I 消防団とは

1 消防団の意義と目的

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救出救助活動、避難誘導、災害防御活動など、非常に重要な役割を果たしています。さらに、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

2 消防団の概要

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災リーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導等において活躍しています。

3 消防団の位置づけ

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

(1) 市消防の原則

市は、当該市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有します（消防組織法第6条）。

ア 消防機関の設置、管理運営は市の責任とされ、消防庁、県職員は必要な助言、指導、支援等を行います。

イ 大規模災害や特殊災害等に対しては、協定に基づく相互応援や緊急消防援助隊により、迅速的確に対処します。

(2) 市（消防本部、消防署、消防団）の役割

- ・ 消防機関の設置、管理運営
- ・ 火災予防、消火、救急・救助活動、地震、風水害等への対応
- ・ 市防災計画の策定及び総合的な防災対策の実施等



4 地域に密着する消防団

(1) 地域における消防団の重要性

消防団は、市の消防機関です（消防組織法第9条）。構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ有しています。

阪神・淡路大震災において、消防団は、消火活動、要救助者の検索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など、幅広い活動に従事しました。特に、日頃の地域に密着した活動の経験を活かして、倒壊家屋から数多くの人々を救出した活躍にはめざましいものがありました。こうした活動により、地域密着性や大きな要因動員力を有する消防団の役割の重要性が再認識されました。

(2) 消防団の現状

経済の高度成長期以降の過密・過疎の進行等や地域社会、就業構造、国民意識の大きな変化に伴い、過疎

地域等においては、新たに団員として参加する若年層が年々減少する一方、都市部を中心に地域社会への帰属意識の希薄化が生じ、既存の地域組織活動になじみが薄い住民が増加しています。団員の年齢構成は、かつて比較的若年層が中心でしたが、近年、30歳未満の団員の割合が減少する一方、40代や50代以上の団員の割合が増加する等、高齢化が進行しています。

また、団員の職業構成は、かつて自営業者等が中心を占めていましたが、被雇用者である団員の割合が増加しており、昭和43年の26.5%が、令和5年には72.8%に達しています。

このような団員数の減少と団員構成の変化が、消防団の運営に影響を及ぼしており、適正な規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが、各地域、市の切実な課題となっています。

(3) 消防団の特性とその発揮

消防団は、大規模災害時をはじめとして、地域の安全確保のために大きな役割を果たしています。常備消防とは異なる特性や役割を踏まえながら、今後の消防団のあり方を考えていかなければなりません。

消防団の機能と特性は、次の6点に集約できます。

①地域密着性

消防団員は、その地域に居住又は勤務している方が団員となっているので、地域とのつながりが深く、各種の事情について豊富な知識を有しています。

②即時対応力

消防団員は、定例的な教育や訓練により、消防に関する相当程度の知識や技能を有しています。

③要員動員力

全国で約78万人（本巣市では240名余）と、消防職員の約5倍の人員を有しており、特に大規模災害時及び林野火災時には、その動員力により、効果的な災害防御にあたることができます。

④普遍性

消防団員は、全国に所在し、いかなる場所で災害が発生しても、即座に対応することが可能です。

⑤多面性

消防団員は、単に消火作業を行うだけでなく、火災予防の面においても、住民指導、巡回広報などを実施しており、また、風水害及び地震など、各種災害の防御活動にあたるほか、遭難者の捜索救助、各種警戒活動等を行っています。

⑥広域運用性

消防団は、大規模災害時には、相互応援協定等により、その管轄区域を越えて、広範囲な活動を行うことができます。

消防団が、即時対応力や要員動員力という特性を発揮していくためには、各地域の実情に応じた適正な団員数を確保すべきです。消防団を支援する組織を設けたり、これらと連携を図ることも大切です。また、それぞれの団員に対する適切な研修・教育訓練が欠かせません。

さらに、活動を地域防災面に止めることなく、福祉や環境保全、芸術文化等、他の分野にもはばを広げることにより、地域密着性がより高められます。

このほか、外部からの環境整備も重要です。国民や企業が、災害に対して自らが自らを守ることの自覚に加え、消防団が果たしている指導的役割について認識を高める必要があります。学校教育等の場で地域防災や消防団に対する理解を促進することも重要です。

(4) 大規模災害時等への対応を意識した消防団活動

全国の消防団員数の減少が続く一方、南海トラフ地震や線状降水帯による大規模災害への備えが重要です。

消防団の中心となる基本団員の確保に引き続き取り組むとともに、大規模災害時のマンパワー確保に向

けて、大規模災害に限定する大規模災害団員制度の導入を進める必要があります。

(5) 他の消防組織との関係における消防団の役割

他の消防組織との関係における消防団の役割については、次の2点が挙げられます。

①常備消防機関との関係

常備消防の整備状況及び各地域の自然的条件、社会的条件により、様々な役割分担が考えられます。消防広域化により、岐阜市消防本部へ消防事務が移管し、常備消防の比重が高くなったため、通常の火災では、常備消防が消火活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすことに移行しています。

また、予防面では、一般家庭を中心とした各戸訪問時におけるきめ細やかな活躍が期待されています。

②自主防災組織との関係

消防団は、平常時にあっては、自主防災組織等に対して指導・育成を行う役割が期待され、また、大規模災害時にあっては、消防団がリーダーシップをとり、自主防災組織をはじめとする地域の様々な組織やボランティアグループ等とともに、統一のとれた災害防御活動を行う必要があります。

このように、今日における消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として、従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、防火指導を兼ねた独り暮らしの高齢者宅への戸別訪問、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した幅広い活動を行っていくことが期待されます。

また、多数の人員を必要とする大規模災害発生時においては、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行っていくことが期待されます。

(6) 消防団の役割の拡大

①大規模災害への対応

近年、全国各地で地震や風水害等の大規模な自然災害が頻発しており、多くの消防団員が出動し、昼夜分かたず、地域住民の避難誘導、救助活動等に従事しています。

今後、南海トラフ地震や線状降水帯発生時等の大規模災害の発生が考えられることから、常備消防のみでは十分に地域住民を守ることが困難な場合が想定されるため、地域の住民等で組織され、地域の実情を熟知し、動員力を有している消防団の活動が、ますます期待されています。

②有事における国民保護への対応

「武力攻撃事態等における国民の保護のための処置に関する法律」（平成16年法律第112号）には、消防団の役割として、住民の避難誘導等を行うこととされています。また、安全を確保するため、常備消防や警察等の関係機関との連携や情報共有を行い、攻撃や災害による危険がないことを確認します。

消防団の役割（まとめ）

- ア 火災における消火活動及び残火処理
- イ 水防活動
- ウ 救助活動（救急、救命、救助）
- エ 予防活動
- オ 独居者宅訪問活動
- カ 国民保護法に係る避難誘導活動
- キ 地域コミュニティの活性化活動



消太

※あらゆる活動を通じて、地域の防災力の向上を目指します。

5 本巢市消防団について

(1) 服務規律（「本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」抜粋）

第8条 消防団員は、団長の召集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

2 消防団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届けなければならない。ただし、特段の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

3 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 消防団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

(2) 報酬（「本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」抜粋）

年額報酬及び出動報酬が団員個人に支給されます。

○年額報酬

団長	120,000円	副分団長	45,500円
筆頭副団長	100,000円	部長	37,000円
副団長	77,000円	班長	37,000円
分団長	50,500円	団員	36,500円

○出動報酬

災害	4時間以上の出動	1日につき8,000円
	4時間未満の出動	1日につき4,000円
警戒	1日につき3,500円	
訓練	1日につき3,500円	
その他	1日につき2,500円	

(3) 階級と職名（「本巢市消防団規則」抜粋）

階級	職名
団長	団長
副団長	筆頭副団長
	副団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長
団員	団員



(4) 組織（「本巢市消防団規則」抜粋）

名 称	定 員	管 轄 区 域
本部	本部	5人 本巢市全域
	女性分団	15人 本巢市全域
	ラッパ隊	15人
第1分団	55人	根尾学園校区
第2分団	28人	外山小学校区一円
第3分団	41人	本巢小学校区一円
第4分団	24人	席田小学校区一円
第5分団	28人	一色小学校区及び土貴野小学校区一円
第6分団	32人	真桑小学校区のうち、本郷、西町、大門、神明、北町、旦内北、旦内南、緑町、東町、南町、八ツ又、宗慶、小柿、田中ガーデン、サンハイツ小柿、プログレス真正
第7分団	32人	真桑小学校区のうち、住吉、曲り田、軽海、西軽海、十四条、管大臣、弾正小学校区一円
合 計	275人	

(5) 貸与物件（「本巢市消防団規則」抜粋）

区 分	品 目	数 量	貸与期間	摘 要
消防団員	活動服（上）（下）	1着	3年	
	Tシャツ	1着		
	アポロキャップ	1個	3年	
	バンド	1本	3年	
	安全靴	1足	5年	
	階級章	1個	3年	
	ヘルメット	1個	10年	
	消防団員手帳	1冊	3年	
	制服（上）（下）	1着	8年	副分団長以上の階級の者
	制帽	1個	8年	副分団長以上の階級の者
	ネクタイ	1本	8年	副分団長以上の階級の者
	盛夏服（上）（下）	1着	8年	副団長以上の階級の者
	盛夏服制帽	1個	8年	副団長以上の階級の者
	防寒着	1着	5年	
	雨合羽	1着	3年	

(6) 年間スケジュール

期 日	活動内容
3月最終日曜日	・ 入退団式
4月～5月	・ 基本操法訓練（団員が基本操法を身につける訓練）
5月	・ 特別訓練（機動演習）
6月	・ 水防訓練
7月	・ 大規模災害研修
8月最終日曜日	・ 本巢市総合防災訓練
11月	・ 秋の火災予防運動（啓発活動）
12月26日～30日	・ 年末夜警（年末における市内火災予防の啓蒙、巡視活動）
1月	・ 本巢市消防出初式
3月	・ 林野火災防ぎょ訓練 ・ 春の火災予防運動（啓発活動）
年間	・ 火災出動、風水害時の警備、捜索活動



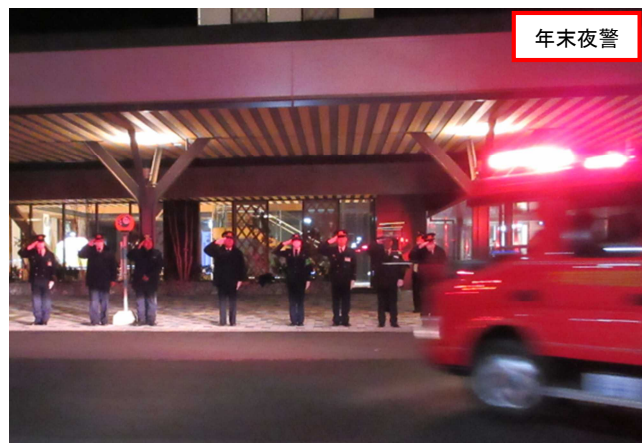
水防訓練



山林火災訓練



出初式



年末夜警

Ⅱ 災害対応



1 出動体制について

(1) 趣旨

消防団の役割として、常備消防（以下「岐阜市消防」という。）と一致団結のもと、お互いに補完しながら、あらゆる災害から住民の生命と財産の保護に努めています。特に、大量の人員を投入する必要が生じたときは、消防団員の活躍に負うところが大きいです。

災害時における第2次出動招集等を考慮したなかで、消防団員の負担軽減、災害活動に一層の充実、万全な活動を図るため、次の事項を挙げて対応します。

(2) 災害出動

①第1次出動

岐阜市消防の対応。

②第2次出動

発災した区域の分団が出動する。

招集を受けた分団は、災害現場において岐阜市消防が設置する現場本部指揮隊長の指揮により、団長の指示を受け、分団長の下で活動を実施する。

③第3次出動

岐阜市消防本部本巢消防署長と消防団長が協議し、活動方針を調整して招集、災害活動を指示する。

※災害状況により、第1次出動から、ただちに第3次出動とする場合もある。

(3) 団の指示、命令系統

①団本部

ア 団長は、消防団を統括する。

イ 筆頭副団長は、団長を補佐し、各分団を統括する。

ウ 副団長は、筆頭副団長を補佐する。

②分団

ア 分団長は、団長の指示、命を受けるとともに、当該分団を統括する。

イ 副分団長は、分団長を補佐する。

ウ 部長は、分団長及び副分団長を補佐するとともに、担当する班に指示、命令する。

エ 班長は、担当する班を掌握し、分団長、副分団長及び部長の指示、命令を受ける。

③伝達（伝令）

伝達（伝令）は、情報収集等を含め、発生した災害が効果的な活動を行うために、災害現場における適時適切な指示を的確に伝える。



(4) 地震、水害等対応

上記の火災対応に準ずるものとする。

(5) 招集の手順

①岐阜市消防本部より火災メール受信

②防災行政無線によるサイレン吹鳴

③発災した地域を管轄する分団員へ連絡

④団員参集

2 消防署隊と連携した災害活動

(1) 消防署隊と連携した災害活動の実践

消防団は、消防署と共に、地域の最も身近な防災機関として、災害対応をはじめ、各種の警戒や地域住民に対する防火防災思想の普及啓発等、多方面にわたる消防団活動を展開しており、平常時の災害発生時はもちろん、地震等の大規模災害発生時における地域に密着した災害対応が期待されています。



(2) 消防団と災害活動の基本

① 消防署長の所轄の下での活動

消防団は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第3項に規定されているとおり、消防署長の指揮の下で活動するものであり、災害現場では、指揮本部長の指揮命令に基づいた災害活動を行います。

② 安全確保を最優先とした活動

消防団は、自己の装備、資機材及び活動技能等を踏まえ、災害現場における安全確保を最優先とした活動を行うものとし、消防団員の単独行動はしないものとします。

また、安全確保の基本は自己にあることを認識し、消防団員個々が安全確保に配慮することが重要となります。

③ 安全管理

安全管理は、災害活動を行ううえで、自己の生・身体の安全を図り、効率的且つ確実に活動を行うために欠くことができません。

安全管理の手法や方法は、対象者の年齢構成や性別、周囲の環境状況等によって異なりますが、一人ひとりが細心の注意を払うとともに、事故や災害を予知して、予め予防措置を講じることが、すべてに共通する基本的姿勢になります。

また、災害現場では、指揮本部長の命令に基づき、上位の階級又は前任の団員が指揮者として部隊を指揮することになりますが、指揮者は、自己の安全を図るとともに、部隊全体の安全管理も行う必要があります。

指揮者としての安全管理

① 危険の排除

事故発生の危険性を感じたら、迷うことなく活動の中止、危険の排除、団員の避難等を指示します。

② 単独行動の厳禁

現場活動は、組織的に行うことが原則であり、単独行動をとらせてはいけません。

③ 無理な活動は厳禁

活動する団員の知識、技術に応じた指揮命令を行い、決して無理な活動をさせてはいけません。

④ 活動後の確認

災害活動や訓練の終了時には、ケガの有無について確認します。

災害時の安全管理のポイント

災害現場では、多くの人が平常心を失って行動してしまいます。

そのような状況のなかで、消防団員として適切な行動をとるには、冷静な判断力が第一に求められます。

- ①安全を確保することは、任務を遂行するうえで、最も大切であることを認識する。
- ②災害現場は、常に危険が伴うことを認識し、安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めない。
- ③独断的行動を慎み、積極的に指揮者の掌握下に入る。
- ④危険に関する情報は、直ちに現場指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止する。
- ⑤資機材に対する知識の欠如は、事故を起こす原因となるので、各種資機材の機能、性能を把握し、安全操作に習熟する。
- ⑥安全確保の基本は、自己防衛である。事故の安全はまず自分自身で確保する。
- ⑦安全確保の第一歩は、防火衣装着である。安全な着装を常に心掛ける。
- ⑧安全確保の前提は、強靱な気力と体力である。平素から災害現場に耐えうる気力、体力及び体調を維持するよう心掛ける。
- ⑨事件事例は、かけがえのない教訓である。事故内容を詳細に把握し、行動指針として活かす。

訓練時の安全管理

訓練を実施する場合においては、指揮者だけでなく、参加する者全員が常に安全管理を考慮した行動をとらなければなりません。

訓練を実施する場合は、次のポイントを重点に安全管理の徹底を図ります。

訓練時の安全管理のポイント

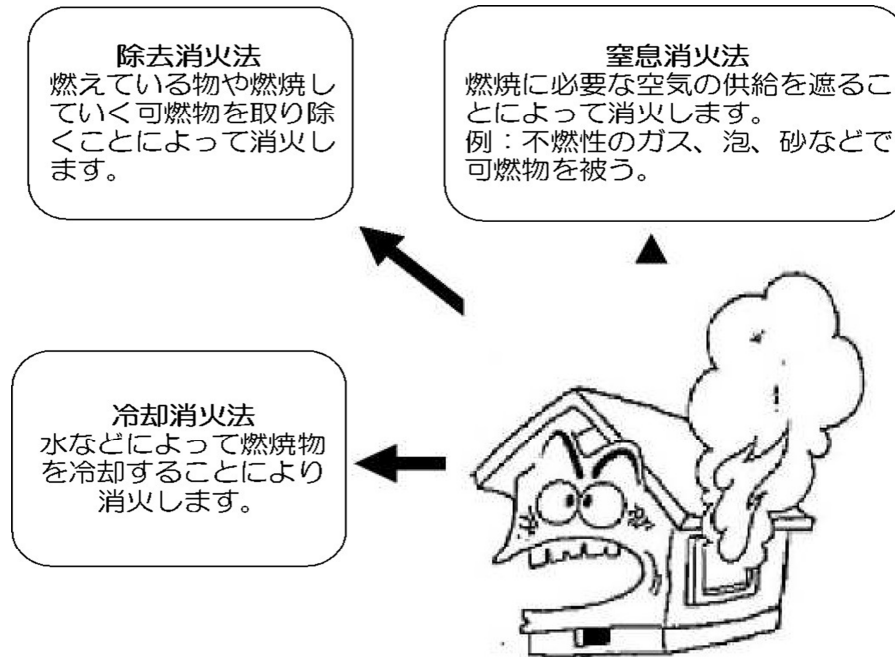
- ①計画に無理はないか
- ②障害物のない訓練場所を選択しているか。
- ③路上における訓練では、通行者等の安全を確保しているか。
- ④安全員は配置したか。
- ⑤夜間時の照明等、訓練環境は整っているか。
- ⑥使用資機材の点検は行ったか。
- ⑦十分な準備運動はしているか。また、体調はよいか。
- ⑧訓練内容に合った服装をしているか。
- ⑨年齢、体力にあった訓練をしているか。
- ⑩資機材は正しく使用しているか。
- ⑪十分な水分補給をしているか。

3 火災防ぎよ

(1) 火災の知識

① 消火のしくみ

燃焼現象が継続するためには、可燃物、空気、温度（熱）の3要素が必要で、この要素のなかのどれか1つを取り除くこと、消火することになります。ちなみに、水をかけて消火することは、温度（熱）を取り除く、消火方法です。



(2) 火災の種別

ア. 建物火災 イ. 車両火災 ウ. 船舶火災 エ. 航空機火災 オ. 林野火災 カ. その他

(3) 焼損の区分（消防庁の統計上の区分）

全 焼：建物の70%以上を焼損したもの、又は、これ未満であっても残存部分に補修を加えても再使用できないもの。

半 焼：建物の20%以上70%未満を焼損したもの。

部分焼：全焼、半焼及びぼやに該当しないもの。

ぼ や：建物の10%未満を焼損したもので、且つ、焼損面積もしくは焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみを焼損したもの。

災害現場における消防団員の権限

消防団員には、消火活動や救出救護活動が迅速、確実にできるよう、様々な権限が与えられています。

優先通行権（消防法第26条）

消防車両が火災現場に出動する場合、他の車両や歩行者等に優先して通行することができます。

消防車の優先通行については、道路交通法第40条、第41条の2第1項及び第2項並びに第75条の6第2項の定めるところによります。

消防車は、消防団車庫に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければいけません。

緊急通行権（消防法第27条）

消防隊が一刻も早く火災現場に到着できるように、私道や構内の通路等を通行することができます。

緊急措置権（消防法第29条）

消防団員は、消火活動や人命救助の際、必要があるときは、消防対象物を使用し、処分することができます。

消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助等の消防作業に従事させることができます。

消防警戒区域の設定（消防法第28条）

消火などの消防活動を行うため、火災現場では、区域内に定められたもの以外の出入りを禁止することができます。

火災の現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域への出入の禁止制限ができます。

情報の提供（消防法第25条）

火災現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者等に対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、延焼の防止、人命救助のための必要な事項につき、情報の提供を求めることができます。

（4）出動する火災

①火災区分及び特徴

ア. 建物火災：普通の建物火災とは別に、特一火災（4階建て以上の建物火災）・特二火災（危険物がある工場等の建物火災）がある。

イ. 山林火災：消火が困難なため、火災が広範囲に及ぶ危険性が高い。

ウ. 車両火災：防災行政無線による放送なし。建物火災に切り替わる場合もあり。

エ. その他火災：防災行政無線による放送なし。枯草火災の場合が多い。

※根尾地域については、すべての火災において防災行政無線による放送を行う。

(5) 本巢市消防団火災時出動範囲及び出動方法 (R7.10.1 改訂 本巢市)

①各分団管轄区域内

- ア. 管轄区域は、表1のとおりとする。
- イ. 「建物火災」「山林火災」が発生した場合には出動するものとする。「その他火災」「車両火災」は、指示があるまで自宅待機とする。(根尾地域は、すべての火災において出動するものとする。)
- ウ. 風水害、地震災害、捜索等については、指示及び被害を覚知した場合に出動する。
- エ. 災害の覚知は、岐阜市消防本部メール配信サービスの受信によるものとする。団員間は携帯電話により連絡を取り合うものとする。市防災行政無線は、「建物火災」「山林火災」時にのみ放送する。(根尾地域はすべての火災時に放送)
- オ. 出動車両数は、副団長の指示により決定する。
- カ. 出動時の最低乗車人員は、原則ポンプ車両3名、小型動力ポンプ積載車2名とする。
- キ. 上記以外の事項は、団長の了解を得て副団長が指示するものとする。

《表1》

名 称	市内管轄区域
第1分団	根尾学園校区一円
第2分団	外山小学校区一円
第3分団	本巢小学校区一円
第4分団	席田小学校区一円
第5分団	一色小学校区及び土貴野小学校区一円
第6分団	真桑小学校区のうち、本郷・大門・神明・北町・旦内・緑町・東町・南町・ハツ又・宗慶・小柿・田中ガーデン・サンハイツ小柿・プログレス真正
第7分団	真桑小学校区のうち、住吉・曲り田・軽海・十四条・管大臣、及び弾正小学校区一円

②市内応援火災出動範囲

- ア. 隣接する管轄区域は、表2のとおりとする。
- イ. 市内応援火災出動は、「建物火災」「山林火災」が発生した場合とし、副団長の指示により出動するものとし、それまでは自宅待機とする。
- ウ. 災害の覚知は、岐阜市消防本部メール配信サービスの受信によるものとする。団員間は携帯電話により連絡を取り合うものとする。
- エ. 出動車両数は、原則ポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車1台とし、副団長の指示によるものとする。
- オ. 出動時の最低乗車人員は、原則ポンプ車3名、小型動力ポンプ積載車2名とする。
- カ. 上記のほか、団長の指示があれば出動するものとする。

《表2》

名 称	応援先地域	地 区 名
第1分団	本巢地域	日当、金原、佐原、神海、木倉
第2分団	根尾地域	根尾樽見、根尾市場、根尾板所、根尾水鳥、根尾平野、根尾高尾、根尾宇津志
第3分団	糸貫地域	県道屋井黒野線以北の次の地区 (石神、上高屋、数屋、長屋、見延、有里、随原、上保、郡府、北野、三橋)

第4分団	本巢地域	木知原、山口、法林寺、文殊、曾井中島
第5分団	真正地域	県道岐阜関ヶ原線以北の地区 (海老、浅木、国領、温井、政田、上真桑、下真桑、軽海、宗慶)
第6分団	糸貫地域	県道屋井黒野線以南の地区
第7分団		(見延、屋井、七五三、早野、郡府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺)

③市外応援火災出動範囲

ア. 隣接する市外区域は、隣接市町から要請があった場合にのみ出動するものとする。

イ. 出動車両数は、原則1隊（ポンプ車1台又は小型動力ポンプ積載車1台）とし、副団長の指示によるものとする。

ウ. 出動時の乗車人員は、3名から5名とする。

エ. 岐阜市へは相互応援協定に基づき、要請があった場合に以下のとおり出動する。

本巢市相互応援協定派遣区域					
	校区	派遣区域	分団	台数	人員(人)
岐阜市	方県	村山1・2丁目、安食1丁目	第3分団	1	3～5
	西郷	全域			
	網代	全域			
	木田	木田、下尻毛、木田1・2丁目、尻毛1～3丁目	第4分団		
	黒野	下鶺鴒、御望1～6丁目、下鶺鴒1・2丁目			
	七郷	全域			



(6) 消火活動時の安全管理

①安全管理の基本

- ・自らの安全は自らが確保するという認識のもと、自己を危険にさらすような無理な活動はしない。
- ・危険を感じたら、迷うことなく速やかに退避する。
- ・活動終了時には、団員の怪我の有無を確認する。

②出動準備

- ・分団車庫に集合したら、健康チェックと点呼を行い、ヘルメット、防火服等を装備する。
- ・必要な消防器具等を消防車両に積載し、出動準備する。
- ・分団車庫に集合できない場合は、自家用車で直接現場へ出動する。

③消防車での出動

- ・原則、2名以上で出動する。団歴1年未満の団員のみでは出動しない。
- ・団員は、指定の位置に乗車し、急ブレーキに備える。
- ・赤色灯、前照灯、標識灯を点灯し、サイレンを吹鳴して走行する。
- ・車両重量を考慮したスピードで走行する。
- ・緊急走行時、機関員はあせりを感じて判断能力が低下することがあるので、できる限り余裕をもって運転するよう心がける。
- ・緊急走行時でも、優先通行権を過信しない。赤信号の交差点に進入するときは、一時停止又は徐行して細心の注意を払う。信号機のない交差点や、一旦停止場所等においても同様。
- ・交差点進入時は、拡声器で、「緊急車両が交差点に進入します。」「緊急車両、直進します。」「緊急車両が右折します。」と周囲の車両に注意喚起を行う。
- ・一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両速度で走行する。
- ・現場付近では、火煙等に気を取られないよう、注意して運転する。

④個人で出動する場合

- ・災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通規制を遵守する。
- ・個人の車両を駐車する際は、緊急車両の進入、移動の障害にならないように、可能な範囲で現場から遠くに駐車する。
- ・現場に到着したら、自身が所属する分団の車両に合流する。車両がまだ到着していない場合は、他分団の車両へ合流し、安全な装備（ヘルメット、長靴、軍手等）を借りて消火活動を行う。
- ・安全な装備をしていない場合は、無理な活動は行わない。

⑤現場到着時

- ・現場では、消防署車両や救急車を最優先に考え、当該車両の進入、移動の障害にならない場所に駐車する。
- ・停車時は、駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用する。
- ・停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所を避ける。やむを得ず停車する場合は、車輪止めの増強又は敷板などの補強措置を講じる。
- ・やむを得ない場合を除き、反対車線に停車しない。
- ・二次災害を防ぐため、風上などの危険の少ない場所に停車する。
- ・車両を移動するときは、必ず周囲を確認し、誘導員を配置して行う。
- ・車両には、機関員として必ず1人は待機する。
- ・ヘルメット、安全靴又は長靴、軍手等を装備する。
- ・現場付近の消防水利（消火栓、防火水槽、自然水利）を確保する。

⑥交通整理

- ・火災時は、消防車両が路上駐車することとなるため、交通整理の人員を確保する。
- ・「立ち入り禁止テープ」を活用する等、関係者以外が現場に進入しないようにする。
- ・交通整理を行う際には、誘導棒等を使用し、交通事故等に留意しながら実施する。
- ・現場付近に一般車両が駐車している場合は、緊急車両の通行の妨げとなるため、所有者へ移動を指示する。
- ・消防車両や救急車両、警察車両の誘導を行う。
- ・火災現場周辺の道路が狭く、通行止めをする場合は、交差点に立ち、一般車両を迂回路へ誘導する。交通整理は、基本的に警察が行うため、状況に応じて対応する。

⑦水利部署

- ・水利部署時は、給水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する可能性があるため、周りの行動に注意する。
- ・消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため、スタンドパイプや吸管を準備してから解放し、スピンドルドライバー（消火栓開閉器）は、スタンドパイプ離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、団員はその場を離れない。
- ・消火栓、貯水槽、池等の水利に通行人が転落する危険がある場合は、立ち入り禁止テープや三角コーン等で表示し、団員を1人以上配置し、注意喚起を行う。
- ・吸管操作は、できるだけ2名以上で行い、控え綱を活用し、操作や固定を確実にを行う。
- ・転落の恐れがある河川等に吸管を投入するときは、支持物に身体を固定するか、確保を受ける等、転落防止措置を講じること。
- ・消防署の消防車両の水量が低下した場合、付近の消防水利から消防車両へ給水を行う。
- ・防火水槽を使用したときは、必ず注水し、満水にしてから帰投する。



防火水槽及び自然水利への吸管投入のポイント

- ・吸水の落差（ポンプから水利までの垂直距離）は7m以内を目安とする。
- ・水利までの距離がある場合は、吸管を2本連結する。
- ・ストレーナー部を水面下30cm以上（円盤形ストレーナーは5cm以上）深く沈らせること。
- ・吸管は上流側に向ける。
- ・ストレーナー上部に渦ができたなら、放水圧を下げるか、掘り下げを行う。
- ・ストレーナー部が浮き上がる場合は、パールやホース等を重しにして、確実に沈めること。

揚水できないときの確認事項

- ・ポンプレバーが入っているか。
- ・吸水口が開いているか。各コックやバルブが閉まっているか。
- ・吸管の結合のゆるみ、伸長の確認。
- ・ストレーナーがしっかり沈んでいるか。

⑧ホース延長

- ・ホースは、無理な本数の搬送は行わず、必ずホースの結合金具又は金具近くを確実に保持し、周囲や前方の障害に注意して延長する。
- ・ホースの結合確認を必ず行う。
- ・ホースの屈曲、もつれ等に注意する。
- ・軒下は落下物等の危険があるため、火災建物と平行にならないように延長する。
- ・堀等を乗り越え延長するときは、積載の梯子



等を活用する。

- ・ホースが車両通行の妨げとなる場合は、ホースブリッジを使用してホースがタイヤで潰れないようにする。この時、ホースブリッジ付近に、監視のため、団員を配置する。
- ・近くで止水したり、排水したりできるように、また、途中で容易にホース分岐ができるようにするため、分岐が不要でも、分岐金具を数ヶ所に挟んでホースを延長する。

⑨送水

- ・機関員は、放水位置、ホース本数を確認して、送水圧力に注意するとともに、送水中は常に計器類を監視する。
- ・予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
- ・機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水はじめ」の伝令を待って送水する。
- ・見通しのよい場所でも、梯子等を利用し、高所へホースを延長しているときは、筒先員の放水体制を完了してから送水する。
- ・ホースと放水口や筒先との結合を確実にし、放水口を徐々に開放する。

送水時の注意ポイント

・ウォーターハンマー現象

急激な圧力の上昇により生じる衝撃。これによりポンプ、ホースの破損及び怪我の原因になるため、放水時のノズル、放口の急開閉及びポンプの回転数の急上昇はしないこと。また、中継送水時は、コワレンゾー（逃がし弁付き中継媒介金具）を取り付けること。

・キャビテーション

送水しているポンプの回転数を上げて、総水量を増やそうとするとき、ポンプへの吸水量を超えて送水しようとする（連成計がマイナスになる）、ポンプのタービンでキャビテーションが起これ、破損を引き起こす。送水時は、連成計がマイナスにならないよう、総水量を調整する。

・吸管エアポケット

吸管を高い塀や欄干越しに伸長し、吸水完了したときに、吸管頂部に空洞ができる現象であり、この状態で放口を開くと、とたんに吸管内の水が落水する。この場合、放口を半開しながら、真空ポンプをかけ、放口から十分吐出することを確認してから、真空ポンプを元にもどす。

⑩放水活動

- ・筒先の開閉は徐々に行い、反動力に耐えられるように前傾姿勢をとる。
- ・筒先の保持は、防火衣を着用し、できるかぎり2人以上で担当し、安全を確保する。
- ・筒先を離すと危険であるため、高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を保持するか、噴霧注水とする。やむを得ないときは、筒先を閉じ、機関員に伝え、圧力を下げさせる。
- ・屋根上で注水するときは、ホースを棟で蛇行させてホースのずれ、転落を防止する。なお、積雪や凍結している屋根には上がらない。

放水活動



- ・ソーラーパネル、電気配線、発・変電設備及び高圧電線等は、感電の危険性があるため、注水には注意する。
- ・注水するときは、吹き返しの危険を避けるため、開口部の正面を避け、姿勢を低くし、側方から行う。
- ・フラッシュオーバーやバックドラフト等の現象が起こると、急激な燃焼となり大変危険なので、むやみに炎上している建物に近づいたり、窓やドアを開放したりしない。
- ・熱せられた壁体や、シャッターに注水した水が、熱気、熱湯になり、跳ね返る危険があるので、注水は噴霧等を適宜用いて行う。
- ・火に煽られたモルタル壁は、非常に脆くなり、剥離や落下を起こす危険性が非常に高いので、注意すること。
- ・柱や梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
- ・工場火災等で燃焼実態が不明確な場合は、危険物等の注水禁止物質が貯蔵されている可能性があるため、やみくもな放水を避け、確実な情報を得るまでは、延焼防止活動のみに専念する。
- ・神社仏閣等の建物は、庇部分が長く出ており、屋根材が廊下部分に落下しやすいため、回廊部分の通行や部署は避ける。

⑪破壊作業

- ・開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- ・ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し、上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に撤去する。
- ・高所で破壊をするときは、命綱で身体を確保する。破壊物は、落下させない措置をとり、落下危険周囲には、ロープ等で明示し、団員等の進入を規制する。
- ・トタン板の剥離破壊は、とび口等を活用し、手足等の切創等に注意して実施する。
- ・大ハンマー、オノ、とび口等を使用する時は、周囲の安全を確認してから行う。

⑫残火処理

- ・再燃しないように徹底した消火にあたる。
- ・後に火災調査が行われるので、現場保存を心がける。
- ・布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いので、屋外に搬出して十分に注水する。
- ・疲労や緊張弛緩から、注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行い、疲労の軽減を図り、注意力の維持を図る。
- ・燃焼状況により、建物がもろくなっている場合があるので、細心の注意を払う。
- ・冬季は、放水した水が凍結し、滑りやすくなるので、慎重に歩く。
- ・とび口で作業を行う場合は、周囲に作業スペースをとるなど、二次災害を起こさないように留意する。

⑬撤収・引き揚げ

- ・火災発生場所を管轄する分団は、鎮火後の現場に残り、巡視を行う。
- ・現場で使用した資機材を撤収し、走行中、落下しないように確実に積載する。
- ・使用した水利について、防火水槽への注水や蓋の確認を行う。
- ・疲労等から、走行中に信号等の見落とし等がないよう、団員全員で確認や呼称を行う等、注意力の持続に努める。
- ・帰投後は、使用したホースの洗浄及び使用したポンプの点検を行う。
- ・ポンプの放口、吸口、ドレンコック等は開放し、ポンプ内の排水を行う。また、冬季は消防ポンプ等の凍結防止措置を行う。

- ・次の出動に備え、車両やポンプの燃料、資機材等の数量を確認する。

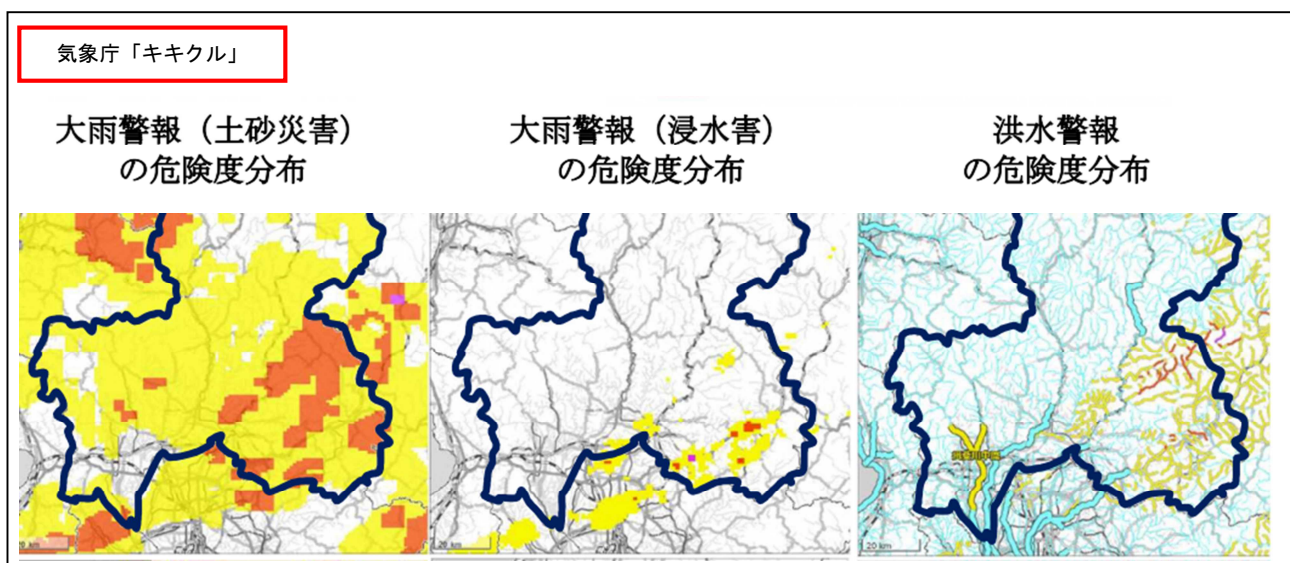
⑭その他注意事項

- ・現場では、被災者に配慮し、雑談や談笑等の行動は控える。

4 風水害時の行動手順

(1) 警報の発令

- ①本巢市に大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合、消防団員は自宅待機とする。なお、仕事等で自宅待機が困難な場合は、速やかに連絡がとれるようにする。



- ②出動に備え、自宅の風水害対策は、事前に済ませる。

(2) 車庫待機命令

- ①本部より、車庫待機命令が下されたら、直ちに各車庫に参集する。
②参集途上では、可能な限り、交通状況、被害情報等の収集を行い、異常がある場合は速やかに報告する。

(3) 風水害時の活動

- ①広報活動（車両拡声器によるアナウンス）
②要配慮者の安否確認（避難行動要支援者名簿の活用）
③警戒活動（危険区域の警戒や監視、道路、橋等の交通規制）
④必要に応じ、避難の支持、誘導、人命救助、災害復旧等を行う。



(4) 警戒レベルと避難行動

警戒レベル	避難情報	避難行動等	気象情報等
警戒レベル 5	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保。 すでに安全な避難ができずに命が危険な状況。	特別警報
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難。 避難所までの移動が危険な場合、自宅の2階等で少しでも安全な場所へ避難する。	危険警報
警戒レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難。 避難に時間のかかる要配慮者（高齢者、乳幼児等）とその支援者は避難する。	警報
警戒レベル 2		自らの避難行動を確認する。 ハザードマップにより、避難経路や避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル 1		災害への心構えを高める。 最新の気象情報等に注意し、災害への心構えを高める。	早期注意情報

(5) 避難情報の判断基準等

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象情報や河川巡視等の報告を含め、総合的に判断して市が発令する。大雨の際は、気象情報や水位の上昇に留意する。

①本巢市に浸水を及ぼす危険性のある河川の水位情報

河川名 (基準点)	国管理		県管理			避難情報の発令
	根尾川 (山口)	長良川 (忠節)	糸貫川 (北方)	犀川 (十八条)	板屋川 (御望)	
水防団待機水位	1.40m	1.00m	1.40m	1.50m	1.80m	
氾濫注意水位	2.20m	2.00m	2.00m	1.80m	2.20m	高齢者等避難の発令を検討する基準
避難判断水位	3.50m	5.30m	2.20m	2.30m	2.60m	高齢者等避難を発令する基準
氾濫危険水位	3.90m	5.50m	2.60m	2.40m	2.90m	避難指示を発令する基準

水防団待機水位：水防団等が水防体制を整え、水位状況の認証が必要となる水位。

氾濫注意水位：増水時に河川の氾濫の発生等、災害に注意を求める水位。

避難判断水位：避難の必要も含め、氾濫発生に対する警戒を要する水位。

氾濫危険水位：洪水による災害の発生を特に警戒する水位。



②本巢市内の中小河川の水位情報

市内を流れる中小河川のうち、以下の5河川には、危機管理型水位計が設置され、避難判断の参考となる水位が設定されている。

	根尾東谷川 (新市場橋)	犀川 (下真桑)	政田川 (政田)	政田川 (森)	五六川 (十四条)	中川 (小柿)
危険水位	-1.02m	-0.47m	-0.46m	-0.45m	-0.45m	-0.33m
(参考) 観測開始水位	-2.64m	-1.23m	-0.79m	-0.80m	-1.22m	-0.91m

※堤防の天端高 (=氾濫開始水位) を 0.00m として、そこから水面までの高さをマイナスで表示。

5 地震発生時の行動手順

(1) 地震発生時又は緊急地震速報発表時

- ①自らの安全を確保し、家族又は同僚等の安全確保、手当、救助を行う。
- ②家屋、社屋、店舗等の破損状況の確認と対応を行う。



(2) 震度4の地震発生時

- ①消防団員は自宅待機とする。
なお、仕事等で自宅待機が困難な場合は、速やかに連絡がとれるよう留意する。

(3) 震度5弱以上の地震発生時

- ①家族と家屋の安全確保を確認後、自主防災組織等で災害対応活動を行う。
- ②災害が発生していない場合、もしくは自宅周辺のおおまかな被害状況を確認後、順次車庫に参集する。

(4) 車庫に参集後

- ①各団員が収集した情報や活動内容を取りまとめる。
- ②分団長は、団本部に出動人員、収集した情報等を取りまとめ、報告する。

(5) 消防団の役割

- ①消防団の地域密着性、要員動員力、即時対応力等の特性を生かし、岐阜市消防本部や自主防災組織をはじめとする地域住民と緊密な連携をとり、一体となって災害対応を行う。
- ②配管が断絶して消火栓が使用できない場合、河川からの水利確保を行うため、消防団が装備する可搬消防ポンプを活用する。
- ③24時間以内に行方不明者をなくし、火災の鎮火、災害規模の概ねの把握を完了させる。
- ④住民を安全な避難所等へ誘導する。



6 攻撃災害等への対応

(1) 対応内容

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第121号）において、消防は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害を排除し、軽減するとともに、避難住民の誘導を行うこととされています。

(2) 参集時の留意事項

- ① 家族等に対して必要な指示及び措置を行い、参集場所に参集します。
- ② 安全かつ迅速に参集できる経路を選択します。
- ③ 所属分団等への連絡方法を確保するとともに、武力攻撃等に関する情報の収集に努めます。
- ④ 入手した情報から、武力攻撃災害等の発生のおそれがあることが判明した場合には、必要に応じて、堅牢な建物等へ避難する等、自己の安全を確保します。
- ⑤ 参集途上において、参集場所に安全に参集できないと判断した場合は、参集を一時保留し、自己の安全を確保します。

(3) 安全確保措置

- ① 団長、筆頭副団長、副団長及び分団長は、消防署長又は指揮本部長による消防職員及び消防隊の安全確保措置が実施されたことを受けて、団員に係る安全確保措置を実施し、組織的な活動を命じます。
- ② 団長、筆頭副団長、副団長及び分団長は、活動中の団員の安全を確保するため、情報連絡体制を維持し、武力攻撃災害等の推移に配慮します。

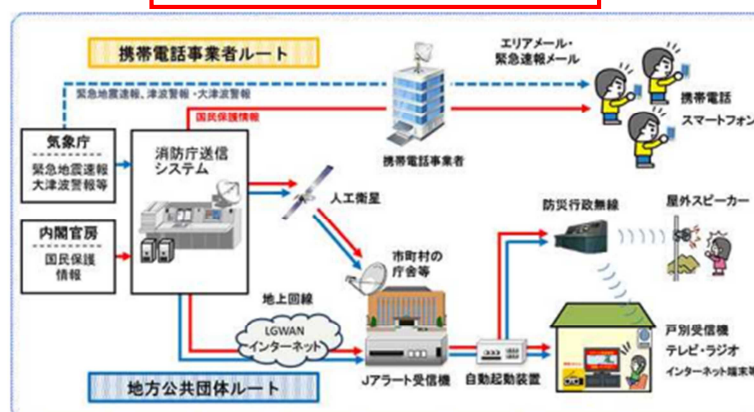
(4) 武力攻撃災害時の活動原則

- ① 消火等の活動は、現有の装備、資機材により実施します。武力攻撃災害等に伴う化学剤、生物剤、放射性物質等による災害が発生した場合には、消防署隊の後方支援活動を実施します。
- ② 住民等への警報及び緊急通報の伝達及び市の避難実施要領に基づく避難住民の誘導は、自治会に協力して行います。

(5) 武力攻撃災害等の活動要領

- ① 安全確保を図ることができないと判断した場合には、消火等の活動を制限します。
- ② 避難住民の誘導は、必要に応じて避難経路の要所に団員を配置し、危険箇所を明示する等、安全管理に配慮します。
- ③ 自力避難困難者等を誘導する場合は、自主防災組織等と連携しながら、簡易担架、小型ポンプ積載車等を活用して実施します。

全国瞬時警報システム（Jアラート）の概

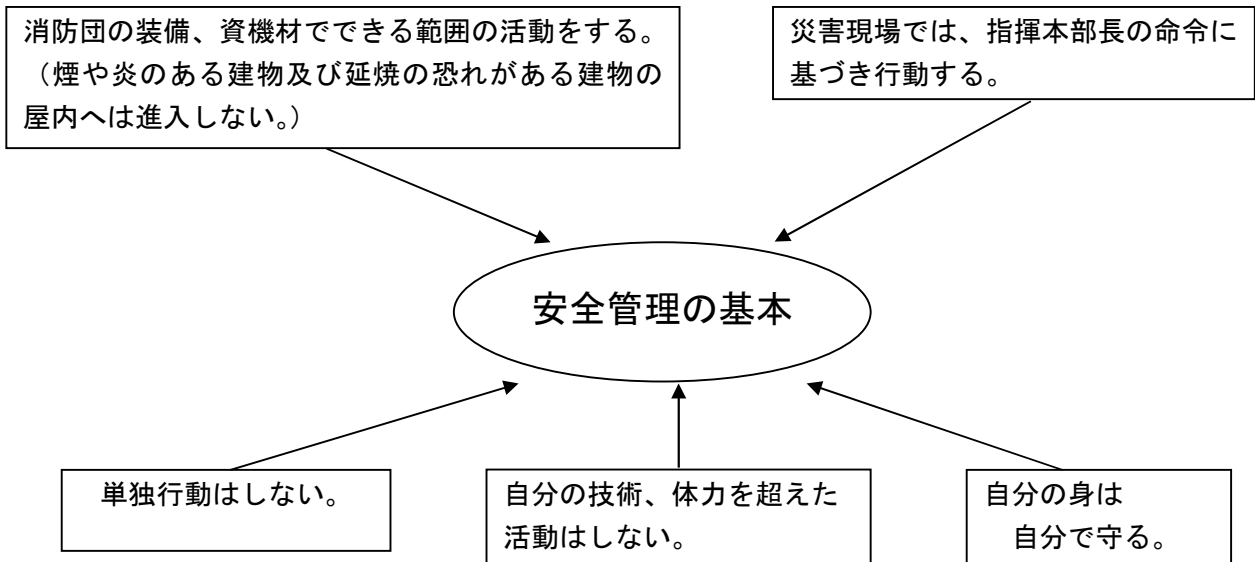


7 災害現場における安全管理

(1) 災害現場における安全管理の基本

災害現場は多くの危険要因を含んでいます。

消防団員は、自分の安全は自分で守ることを大前提として、災害現場では、常に安全管理に配慮した活動を行う必要があります。



(2) 指揮者としての安全管理

災害現場では、指揮本部長の命令に基づき、上位の階級又は専任の団員が指揮者として部隊を指揮することになります。

指揮者は、自己の安全確保を図るとともに、部隊の安全管理も行う必要があります。



(3) 火災時等の安全管理の重点

火災現場においては、発生が予測される様々な危険について、常に念頭に置いた活動をする必要があります。



※フラッシュオーバー

燃焼物が熱の伝導や放熱あるいはその両方により点火されること。

室内の燃焼物質は燃焼ポイントまで熱せられて瞬間的に燃焼する（室内のすべてが急激に燃え上がる）。

※バックドラフト

火災により酸素が欠乏し、高温の熱分解ガスが蓄積している密閉された区画内に酸素が取り入れられて発生する爆発的な燃焼。

フラッシュオーバーとバックドラフトの違い

その場所にある酸素の量が違う。

フラッシュオーバーでは、燃焼するための酸素は十分にあり、炎が存在しているのに対し、バックドラフトは燃焼するためには十分な酸素がなく、火はくすぶっている。

安全管理を考慮した火災時の行動要領

落下物から身を守るために

建物の狭い場所や窓際等は、火災建物から窓ガラスや瓦、窓付けルームクーラーや看板等が落下することがあるので、真下での活動や通行は避けます。

現場活動を行う場合は、必ず上方の安全を確認し、落下の恐れのある瓦や焼残物、窓ガラス等がある場合は、周囲の団員に注意を呼びかけるとともに、とび口やストレート注水等により、予め落下させてから行動します。

火災の最盛期になると、コンクリート壁は爆裂落下する危険があり、また、火勢が強いと、窓ガラスの破損落下や、アルミ製窓が枠ごと落下することもあるので、延焼状況を把握し、外壁や窓の真下での行動は避けます。

建物の倒壊から身を守るために

木造、防火造等の火災では、常に建物の倒壊危険があるため、危険の兆候を先取りし、必要により監視員の配置、立ち入り禁止区域の設定、関係各隊との連携による強制破壊、落下等を行います。

マーケットや店舗、車庫、寺社等で間口が広く、内部空間を多く取った建物は、梁が長く間柱や間仕切り壁が少ないため、火災の中期以降は倒壊又は2階の床が落下する恐れがあるので注意します。

材木置き場の火災では、多量の木材が崩れ落ちたり、倒壊する危険が高く、倒壊する方向も一様でないので注意します。

高所や2階から転落しないために

木造、防火造等で1階が燃えている場合は、2階の床が抜けて落下する危険があるので、特に2階へ進入するときは、とび口などで針や床の強度を確認して行動します。

なお、安全が確認できない場合は、室内の中央部を避け、壁面に沿って進入します。

窓の手すり、軒下、さしかけ等の工作物に乗り移る場合は、強度や腐食の状況を確認します。

スレート屋根、トタンやビニール屋根等は、踏み抜きによる転倒の危険があるため、原則として上がらない。

火災の吹き返しから身を守るために

火災室のドア、窓等を開放したりすると、バックドラフトやフラッシュオーバー等により、急激な火災の吹き返しがあるので、開口部の正面を避けた場所に部署し、注水体勢を整えてから開放します。

火災室に複数の開口部がある場合に、排気側から注水すると、給気側に吹き返しがあるので、相互に連絡をとりあい注水します。

高温に熱せられた壁体や天井あるいはシャッターへの注水は、熱水になってはね返り、熱傷危険があるので、斜めから注水します。

転倒しないために

長靴、防火衣を着装していると、側溝、ホース、その他障害等で転倒しやすいので、足元を確認しながら行動します。

火災建物の出入り口、廊下、階段等では、ホースにつまずいて転倒する危険があるので注意します。

残火処理等において、火災建物の内部は照明が消えているため、照明器具等を活用し、安全な足場を確保します。

爆発の危険から身を守るために

金属溶鉱炉への直接注水は、水蒸気爆発等により、二次災害の危険があるので絶対に行わない。

木粉、でんぷん、小麦粉等が収容されている対象物は、ストレート注水等により、空気中に粉末を飛散させると、粉塵爆発の恐れがあるので、所要の距離をとり、噴霧注水を行います。

感電の危険から身を守るために

工場や作業所等の火災では、放水中に電気ショックを感じた場合は、原則として電路が遮断されるまでは放水を中止します。

発電室、変電室等の火災では、不用意に放水することなく、関係者（電気主任技術者等）と協力し、必ず電源の遮断を確認してから行動します。

柱上変圧器や送電中の電線等に放水する場合は、ストレート注水は原則として行わない。

Ⅲ 平常時の活動

1 消防団と地域の連携

(1) 地域における消防団の位置付け

各地域には、災害に対処することを目的として、市町村の消防機関である常備消防や消防団をはじめ、事業所の自衛消防組織、自主防災組織で構成される消火班など、多種多様な防災組織が設置されています。

地域において災害を予防し、また、災害による被害を最小限に抑止するためには、各々の組織が連携し、その能力を最大限に活かした活動を実施することが期待されています。

なかでも、消防団は、消防に関する豊富な知識を有し、且つ、地域住民を主体として構成されていることから、消防機関としてだけでなく、地域の防災リーダーとしての中心的な役割を担うことが求められています。

(2) 地域力の向上に向けた消防団の活動

地震等の大規模災害時には、公助としての消防署及び消防団の消防力を上回る被害が発生すると想定されています。そのため、大規模災害時には、自助あるいは公助といった住民、自治会、事業所等による災害活動が必要不可欠になるとともに、地域防災力の向上を積極的に推進していく必要があります。

地域防災力の向上に向けた取り組みとしては、防災訓練、演習等における初期消火訓練、応急救護指導等が挙げられますが、今後はさらに、各種行事等の様々な機会をとらえて地域住民等に対する訓練指導を行うことにより、地域防災力の向上に努めることが重要となります。



2 巡回広報活動

災害発生時以外にも、消防団では幅広い活動を行っています。



(1) 火災予防週間

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

① 春季全国火災予防運動

3月1日から7日までの一週間、市内を消防車両で巡回広報します。

② 秋季全国火災予防運動

11月9日から15日までの一週間、市内を消防車両で巡回広報します。



(2) 高齢者火災予防等指導

ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、防火指導をしたり、防火設備が整っているか等を点検したりといった啓蒙活動を行っています。

(3) その他

市のイベント等で、防災や防火に係る啓発活動を行います。



本巢市消防団

令和7年3月 作成
令和8年3月 改訂